

申入協議終了のご通知

令和6年4月1日

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目4番地

大通ユニサービル5階 創知法律事務所

株式会社ハイチエイジェント代理人

弁護士 齋藤 健太郎 様

弁護士 阪井 信也 様

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

冠省

当法人の令和5年11月7日付け申入書及び照会書に関しまして、貴職から令和5年12月8日付け回答書をいただき、申入れに沿った賃貸借契約の契約条項の改訂を表明されました。令和6年2月29日付け報告書にて貴社の各マンションの入居者全員に対する賃貸借契約の変更に関する案内文を投函いただいたとされています。

当法人の申入れ内容に沿って契約条項を改訂いただいたことから、株式会社ハイチエイジェント殿に対する差止請求に関する訴外での申入れに関する協議は、これをもって終了とさせていただきます。なお、集団的被害回復に関するご照会、申入れにつきましては、別途再申入書及び照会書を送付しております。

当法人では、引き続き、消費者被害防止の活動を行ってまいります。消費者からの情報提供等に基づき、必要に応じて株式会社ハイチエージェント殿に対して再度、申入れをさせていただく場合もありますのでご注意ください。本書の内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表いたします。

草々